

前橋市監査委員公表第21号

前橋市長から出資団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年11月25日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

出資団体監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年8月24日～10月12日

措置通知書提出日 令和4年11月17日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：公立大学法人前橋工科大学】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 契約手続について</p> <p>学科再編に伴う教員居室等の引越業務、学科再編に伴う大学院生室の引越業務において、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。</p> <p>契約事務取扱細則、事務決裁規程にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>ア 契約事務取扱細則第25条において準用する第6条第3項で、予定価格調書を封書としなければならないと規定しているにもかかわらず、封筒に入れて保管しておらず、秘密の保持が確保できていなかった。</p> <p>イ 契約事務取扱細則第31条において、契約金額が50万円以下の契約は契約書の作成を省略できると規定しているが、契約金額が50万円を超えているにもかかわらず、契約書の作成を省略し請書を徴していた。</p> <p>ウ 契約締結の報告において、事務決裁規程第3条の規定により課長が決裁すべきところ、その決裁が漏れていた。</p> <p>(2) 契約書の記載事項等について</p> <p>契約書の記載事項等において、次のとおり不適正な事務処理が行われていたので、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>ア 実験棟2産業廃棄物等処理業務、廃棄物収集運搬処理業務において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号で規定する契約書に記載すべ</p>	<p>ア 予定価格調書は、入札等の前日までに必ず封筒に入れ、金庫に保管するよう運用を徹底した。また、実効性を担保するため、係長が、毎週、学内グループウェアのサイボウズスケジュールから入札・見積合わせの予定を確認し、予定がある場合は、前日までに金庫内に封入された封筒が入っているかを確認するとともに、その旨を職員に対する説明会で使用する契約事務説明会資料に記載した。なお、その後は適正な契約事務を行っている。</p> <p>イ 本件については、当該引越業務において、例年50万円を超えることがなく、慣例的に前年度の起案や書式等を使い回していたことが原因である。そのため、今後、50万円を超える契約については、請書ではなく契約書を使用するよう、職員に対する説明会で使用する契約事務説明会資料に記載し、確実に改善できる対応を行った。</p> <p>ウ 課長決裁の起案文書は、起案者が自らの責任を持って確認することを徹底するとともに、係長が決裁漏れがないか定期的に決裁後の文書を確認することとした。なお、その後、決裁漏れは生じていない。</p> <p>ア 産業廃棄物の処理等の業務に係る契約に当たっては、関係法令にのっとりた契約書の案を受注者に提示させた上で、受注者の事業の範囲や、委託する産業廃棄物の種類</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>き事項である受注者の事業の範囲、委託する産業廃棄物の種類及び数量等の記載がなかった。</p> <p>イ 科学研究費申請書レビュー業務の契約書において、会計規程第26条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約の目的が記載されていなかった。また、契約金額に相当する対価について、同契約書第5条第1項に「本業務の実施対価は、(別紙)研究支援単価表に基づき算定するものとする。」と規定しているが、当該単価表を添付していなかった。</p> <p>(3) 工事請負契約書の規定不足について 前橋工科大学で発注する工事においては、契約事務取扱細則第45条で規定する建設工事請負契約書により請負契約を締結することとしているが、前橋工科大学バス停ルーフ設置工事ほか3工事において、同条規定と異なる契約書で請負契約を締結していたため、受注者に対して火災保険等に付すことの義務付けを設けていないなど、請負契約に必要とされる規定が不足していた。 契約事務取扱細則に規定する建設工事請負契約書により請負契約を締結し、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 契約事務について(要望事項)</p> <p>(1) 工事完了届の事務処理について 市で発注する工事に適用される「工事検査の手引き」では、受注者から提出された工事完成通知書を受理した後、課長が検査員、検査日時を決定することとされているが、前橋工科大学バス停ルーフ設置工事ほか3工事において、受注者が提出した工事完了届後の検査員等の決定を要する課長決裁を受ける前に完成検査を行っていた。 前橋工科大学は、工事手続の実施等について、市と「公立大学法人前橋工科大学の修繕及び整備工事支援に関する協定書」を締結し、工事監理や検査等の支援及び技術的な助言を受けられることや、前橋工科大学で発注する工事の件数が少ないことから、工事発注等に係る手引書などを作成していない。 については、今後、適正な工事発注等の事</p>	<p>及び数量などの必須事項を本学が当該契約書に記載するよう改善した。令和4年度の契約においては、適正な契約書で契約締結を行った。</p> <p>イ 科学研究費申請書レビュー業務の契約に当たっては、次回の契約から、契約の目的その他の必須項目を記載した契約書の書式を作成し、確実に改善できる対応を行った。</p> <p>本件については、工事請負であるにもかかわらず、役務業務の契約書を参照したことが原因であるため、今後は、担当者が工事請負契約書を参照することができるよう、学内グループウェアのサイボウズ掲示板の定型書式に掲載し、工事請負の際は、当該契約書を使用するよう、事務局内に周知し、運用を改善した。 また、市の工事請負契約書の書式が変更となった際には、随時、その変更内容についての情報提供をしていただけるよう、市(契約監理課)に依頼した。</p> <p>今後、適正な工事発注等の事務処理を行えるよう、本学における完了検査が可能な簡易な工事については、市が定めている「工事検査の手引き」を参考に、専門的なノウハウを必要としない範囲で手引を年度内に作成することを決定した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>務処理を行えるよう、前橋工科大学においては、市に準じた「工事検査の手引き」などを制定するよう検討されたい。</p> <p>(2) 工事手続の事務処理について</p> <p>工事手続において、契約内容や検査手続等を定めた工事に関する手引書などを設けていないことから、工事完了届の課長決裁を受ける前に完成検査を行っているものがあつたほか、契約事務取扱細則で規定する建設工事請負契約書を使用していないものがあるなど、適正な工事手続であるか疑義が生じる状況であつた。</p> <p>また、前橋工科大学と市が締結している「公立大学法人前橋工科大学の修繕及び整備工事支援に関する協定書」は、工事監理や検査等の支援及び技術的な助言を受けられるとしている。しかし、専門的な技術や工事手続の知識を備えた法人職員が配置されていない中、当該協定に基づく支援及び技術的な助言のみで、今後、適正に工事手続の事務処理を実施することが可能かどうか、市所管課などと協議し、必要に応じ協定書の内容の見直しを検討されたい。</p> <p>【監査対象所属：行政管理課】</p> <p>1 契約事務について（要望事項）</p> <p>(1) 工事手続の事務処理について</p> <p>行政管理課が所管する前橋工科大学における工事手続においては、前橋工科大学として契約内容や検査手続等を定めた工事に関する手引書などを設けていないことから、工事完了届の課長決裁を受ける前に完成検査を行っているものがあつたほか、契約事務取扱細則で規定する建設工事請負契約書を使用していないものがあるなど、適正な工事手続であるか疑義が生じる状況であつた。</p> <p>こうした状況を踏まえ、市所管課としては、市の「工事検査の手引き」等を参考に、契約内容や検査手続等を定めた工事に関する手引書などを作成するよう指導されたい。</p> <p>また、市と前橋工科大学が締結している「公立大学法人前橋工科大学の修繕及び整備工事支援に関する協定書」は、工事監理や検査等の支援及び技術的な助言を受けられるとしている。しかし、専門的な技術や</p>	<p>前橋工科大学と市所管課である行政管理課及び建築住宅課とで協議した結果、今後は、予定される工事について、同三者で情報を共有し、市の支援が必要になるものを確認し、必要な支援が受けられる体制を整えていくことで、「公立大学法人前橋工科大学の修繕及び整備工事支援に関する協定書」を補完し、工事手続の事務処理を適正に行うことを決定した。</p> <p>独立した法人ではあるが、契約及び工事に関する適正な工事手続を行うため、市の「工事検査の手引き」等を参考に、契約内容や検査手続等を定めた工事に関する手引書を早急に作成するよう働きかけ、作成に向けた支援を行うことを決定した。</p> <p>また、検討した結果、適正な工事手続であるか疑義が生じている原因は、「公立大学法人前橋工科大学の修繕及び整備工事支援に関する協定書」の内容ではなく、支援要請の精査が原因と考えられ、協定書をより具現化する体制が必要と考えられる。そのため、市建築住宅課と協議を行い、今後は、予定される工事について、前橋工科大学、行政管理課及び建築住宅課の三者で情報を共有し、市の支援が必要になるものを確認し、必要な支援が受けられる体制を整えていくことで、協定書を補完し、前橋工科大学の工事手続の事務処理を適正に行うことを決定した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>工事手続の知識を備えた法人職員が配置されていない中、当該協定に基づく支援及び技術的な助言のみで、今後、適正に工事手続の事務処理を実施することが可能かどうか、市所管課においては前橋工科大学及び市関係課と協議し、必要に応じ協定書の内容の見直しを検討されたい。</p>	